

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本地域医療機能推進機構病院労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 7 年 10 月 29 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 7 年 10 月 27 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

北海道病院、北海道病院附属介護老人保健施設、札幌北辰病院（以上、北海道）、仙台病院、仙台南病院、仙台南病院附属介護老人保健施設、東北医科薬科大学病院（以上、宮城県）、秋田病院、秋田病院附属介護老人保健施設（以上、秋田県）、二本松病院、二本松病院附属介護老人保健施設（以上、福島県）、うつのみや病院、うつのみや病院附属介護老人保健施設（以上、栃木県）、群馬中央病院、群馬中央病院附属介護老人保健施設（以上、群馬県）、さ

いたま北部医療センター、埼玉メディカルセンター、埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設（以上、埼玉県）、東京山手メディカルセンター、東京蒲田医療センター（以上、東京都）、横浜中央病院、相模野病院（以上、神奈川県）、金沢病院、金沢病院附属介護老人保健施設（以上、石川県）、福井勝山総合病院、福井勝山総合病院附属介護老人保健施設、若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設（以上、福井県）、三島総合病院、三島総合病院附属介護老人保健施設、清水さくら病院（以上、静岡県）、中京病院（愛知県）、四日市羽津医療センター、四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設（以上、三重県）、滋賀病院、滋賀病院附属介護老人保健施設（以上、滋賀県）、京都鞍馬口医療センター（京都府）、星ヶ丘医療センター、大阪病院（以上、大阪府）、神戸中央病院、神戸中央病院附属介護老人保健施設、神戸中央病院附属健康管理センター（以上、兵庫県）、大和郡山病院（奈良県）、下関医療センター（山口県）、宇和島病院、宇和島病院附属介護老人保健施設（以上、愛媛県）、高知西病院（高知県）、福岡ゆたか中央病院、久留米総合病院、久留米総合病院附属介護老人保健施設（以上、福岡県）、熊本総合病院（熊本県）